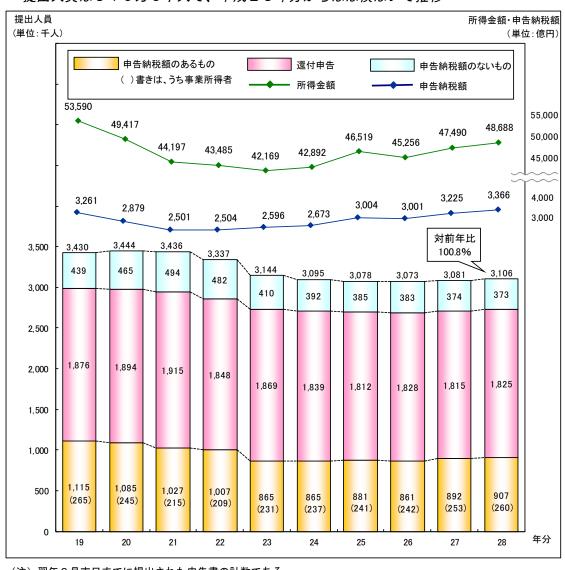
平成28年分の所得税等、消費税及び贈与税の 確定申告状況等について

確定申告の状況 I

- 所得税等の申告状況 1
 - (1) 確定申告書の提出状況

=提出人員は310万6千人で、平成23年分からほぼ横ばいで推移=



(注)翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

平成28年分所得税等の確定申告書の提出人員は310万6千人で、 平成27年分(308万1千人)から2万5千人(+0.8%)増加と、 平成23年分からほぼ横ばいで推移しています。

このうち、申告納税額のあるもの(納税人員)は90万7千人で、その所得金額は4兆8,688億円、申告納税額は3,366億円となっており、平成27年分と比較すると、納税人員(+1.6%)、所得金額(+2.5%)及び申告納税額(+4.4%)はいずれも増加しました。

○ 所得者区分別の状況

イ 事業所得者

納税人員は26万人で、その所得金額は9,804億円、申告納税額は799億円となっています。

これを平成27年分と比較すると、納税人員(+3.1%)、所得金額(+5.2%) 及び納税申告額(+6.4%) はいずれも増加しました。ロ 事業所得者以外

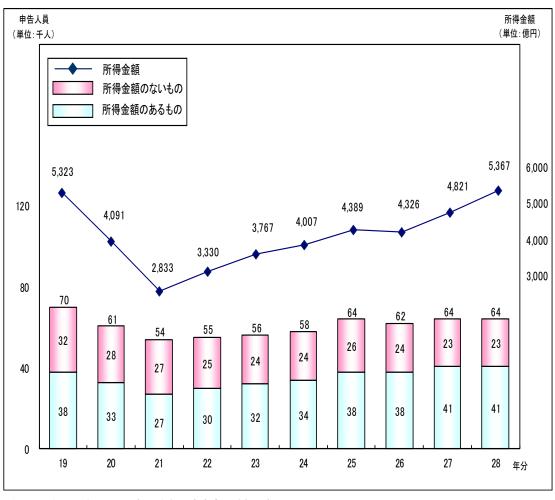
納税人員は64万6千人で、その所得金額は3兆8,884億円、申告納税額は2,567億円となっています。

これを平成27年分と比較すると、納税人員(+1.0%)、所得金額(+1.9%)及び申告納税額(+3.8%)はいずれも増加しました。

(2) 譲渡所得の申告状況

イ 土地等の譲渡所得

=申告人員6万4千人・有所得人員4万1千人はいずれもほぼ横ばい、所得金額は増加=



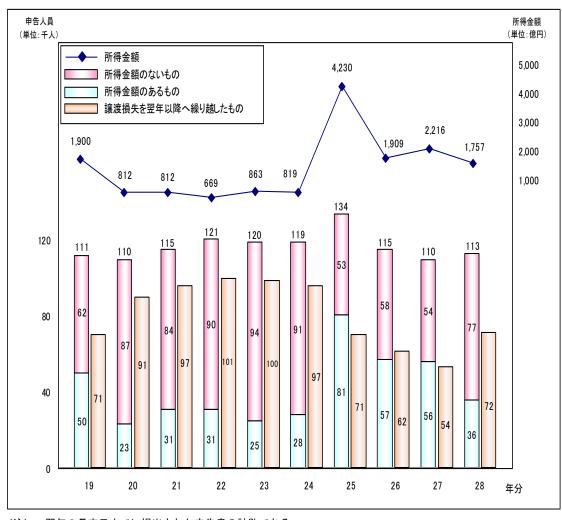
(注) 翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

確定申告書を提出した人員のうち、土地等の譲渡所得(総合譲渡を含む。)の申告人員は6万4千人です。そのうち、所得金額のあるもの(有所得人員)は4万1千人で、その所得金額は5、367億円となっています。

これを平成 27年分と比較すると、申告人員(± 0.0 %)及び有所得人員(± 0.4 %)はいずれもほぼ横ばい、所得金額(± 1.3 %)は増加しました。

ロ 株式等の譲渡所得

=申告人員は11万3千人で増加、有所得人員及び所得金額はいずれも減少=



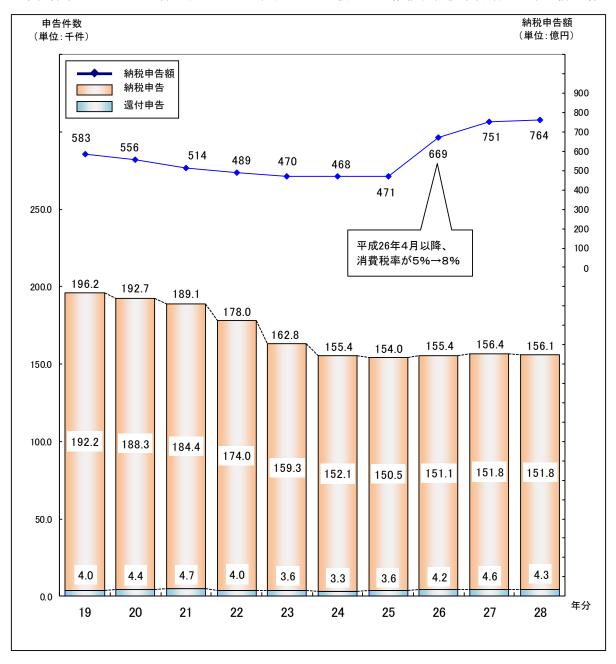
(注) 翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

確定申告書を提出した人員のうち、株式等の譲渡所得の申告人員は11万3千人です。そのうち、有所得人員は3万6千人で、 その所得金額は1,757億円となっています。

これを平成 27年分と比較すると、申告人員(+1.9%)は増加、有所得人員(▲36.3%)及び所得金額(▲20.7%)はいずれも減少しました。

2 個人事業者の消費税の申告状況

=申告件数は15万6千件で、平成24年分からほぼ横ばいで推移、納税申告額は4年連続で増加=



(注)翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

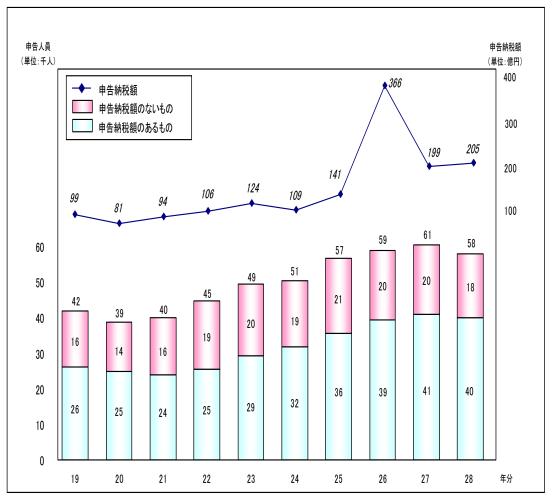
個人事業者の消費税の申告件数は15万6千件であり、納税申告額は764億円となっています。

これを平成27年分と比較すると、申告件数はほぼ横ばいとなっており、納税申告額(+1.7%)は4年連続で増加しました。

3 贈与税の申告状況

(1) 贈与税の申告状況

=申告人員・納税人員はいずれも減少、申告納税額は増加=



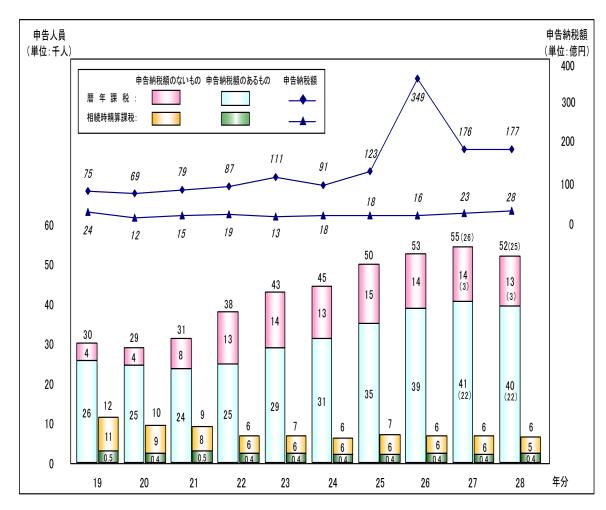
(注) 翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

贈与税の申告書を提出した人員は5万8千人です。そのうち申告納税額のあるもの(納税人員)は4万人で、その申告納税額は205億円となっています。

これを平成 2 7年分と比較すると、申告人員(\blacktriangle 4. 9%)及び納税人員(\blacktriangle 2. 4%)はいずれも減少、申告納税額(+ 3. 3%)は増加しました。

(2) 暦年課税及び相続時精算課税別の申告状況

- =暦年課税の申告人員は減少、申告納税額はほぼ横ばい=
- =相続時精算課税の申告人員は減少、申告納税額は増加=



- (注) 1 翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。
 - 2 平成27年分及び平成28年分の申告人員グラフのかっこ書は、特例税率に係る贈与の人員である。
 - 3 相続時精算課税に係る人員には、暦年課税との併用者を含んでいる。

《暦年課税の申告状況》

暦年課税を適用した申告人員は5万2千人で、申告納税額は177億 円となっています。

これを平成 27 年分と比較すると、申告人員 (▲ 4.4%) は減少、申告納税額 (+0.6%) はほぼ横ばいとなりました。

《相続時精算課税の申告状況》

相続時精算課税を適用した申告人員は6千人であり、申告納税額は28億円となっています。

これを平成27年分と比較すると、申告人員($extbf{4}$ 9.4%)は減少、申告納税額(+24.3%)は増加しました。

◎ 暦年課税の概要

1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額(課税価格)から基礎控除額(110万円) を控除した残額(基礎控除後の課税価格)について、贈与者と受贈者との続柄及び受 贈者の年齢に応じて贈与税額を計算するものです。

○ 一般税率

父母や祖父母などの直系尊属以外の贈与者から財産の贈与を受けた場合や受贈者が贈与の年の1月1日において 20 歳未満である場合には、「一般税率」を適用して贈与税額を計算します。

○ 特例税率

父母や祖父母などの直系尊属である贈与者から財産の贈与を受け、かつ、受贈者が贈与の年の1月1日において 20 歳以上である場合には、「特例税率」を適用して贈与税額を計算します。

◎ 相続時精算課税の概要

贈与財産から相続時精算課税の特別控除額を控除した残額に一定の税率を乗じて算出した金額の贈与税を支払い、贈与者が亡くなったときにその贈与財産と相続財産とを合計した価額を基に相続税額を計算し、既に支払った贈与税額を控除するものです。相続時精算課税は下記の適用要件に該当する場合に贈与者が異なるごとに選択することができます。

なお、一度この相続時精算課税を選択すると、その後、同じ贈与者からの贈与について「暦年課税」に変更することはできません。

○ 適用要件

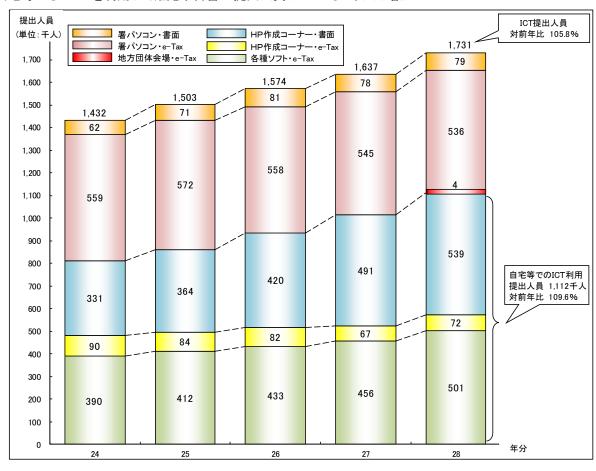
- 1 贈与者は60歳以上の者(父母や祖父母など)であること。
- 2 受贈者は20歳以上で、かつ、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属(子や孫など)である推定相続人又は孫であること。

Ⅱ 各種施策の実施状況

1 ICTを利用した所得税等の確定申告書の提出人員の状況

=ICTを利用した所得税等の確定申告書の提出人員は173万1千人と増加=

=自宅等からのICTを利用した確定申告書の提出人員は111万2千人と増加=



(注)翌年3月末日までに所得税等の確定申告書を提出した人員である。

ICTを利用した所得税等の確定申告書の提出人員は173万1千人で、平成27年分(163万7千人)から9万5千人(+5.8%)増加しました。

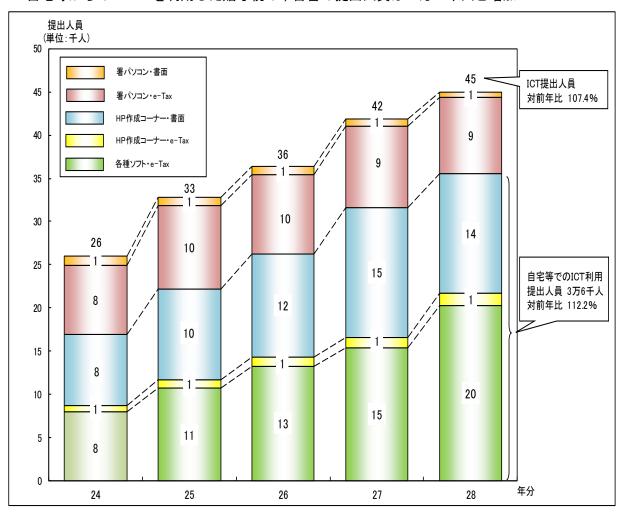
《自宅等からのICTを利用した申告》

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーや民間の会計ソフトで申告書を作成し、e-Taxを利用して送信又は郵送等により書面で提出することができます。

これらのICTを利用して自宅等から所得税等の確定申告書を提出した人員は、111万2千人(+9.6%)と増加しました。

2 ICTを利用した贈与税の申告書の提出人員の状況

= I C T を利用した贈与税の申告書の提出人員は4万5千人と増加= = 自宅等からの I C T を利用した贈与税の申告書の提出人員は3万6千人と増加=



(注) 翌年3月末日までに贈与税の申告書を提出した人員数である。

ICTを利用した贈与税の申告書の提出人員は4万5千人で、平成27年分(4万2千人)から3千人(+7.4%)増加しました。

《自宅等からのICTを利用した申告》

ICTを利用して自宅等から贈与税の申告書を提出した人員は、3万6千人(+12.2%)と増加しました。

〇 参考資料

(表1)所得税等の確定申告書の提出状況の推移

onnana.				l		I				(半世	::千人)
		24年	₣分	25年	₽分	26年	₣分	27年	₣分	28年	₣分
関東	申告納税額 のあるもの	(▲0.0)	865	(+1.8)	881	(▲2.2)	861	(+3.6)	892	(+1.6)	907
信越	還付申告	(▲1.6)	1,839	(▲1.5)	1,812	(+0.9)	1,828	(▲0.7)	1,815	(+0.6)	1,825
国税	申告納税額 のないもの	(▲4.5)	392	(▲1.6)	385	(▲0.5)	383	(▲2.4)	374	(▲0.1)	373
局計	計	(▲1.6)	3,095	(▲0.6)	3.078	(▲0.2)	3,073	(+0.3)	3,081	(+0.8)	3,106
	申告納税額のあるもの	(+2.9)	129	(+1.3)	130	(▲1.9)	128	(+3.8)	133	(+2.4)	136
茨 城	還付申告	(▲2.6)	298	(▲0.7)	296	(+0.2)	297	(▲0.4)	295	(+0.5)	297
県	申告納税額 のないもの	(▲5.9)	59	(▲0.7)	59	(▲1.3)	58	(▲2.4)	57	(▲1.4)	56
	計	(▲1.6)	486	(▲0.2)	485	(▲0.5)	483	(+0.4)	485	(+0.8)	489
	申告納税額 のあるもの	(+1.9)	89	(+1.1)	90	(▲4.8)	86	(+4.6)	90	(+2.6)	92
栃木	還付申告	(▲2.1)	186	(▲1.1)	184	(+2.1)	188	(▲1.8)	185	(▲0.2)	184
県	申告納税額 のないもの	(▲4.5)	41	(▲2.1)	40	(+0.7)	41	(▲3.0)	40	(+0.0)	40
	計	(▲1.3)	317	(▲0.6)	315	(▲0.1)	315	(▲0.2)	314	(+0.6)	316
	申告納税額 のあるもの	(+0.1)	92	(+2.2)	94	(▲1.2)	93	(+3.5)	96	(+1.1)	97
群	還付申告	(▲1.3)	181	(▲2.6)	176	(+0.3)	176	(▲0.5)	176	(▲0.4)	175
馬県	申告納税額 のないもの	(▲4.2)	46	(▲2.1)	45	(▲1.5)	45	(▲4.0)	43	(+0.0)	43
	計	(▲1.4)	319	(▲1.1)	315	(▲0.4)	314	(+0.2)	315	(+0.1)	315
	申告納税額 のあるもの	(▲0.6)	341	(+3.0)	351	(▲0.8)	348	(+3.0)	359	(+0.8)	362
埼ェ	還付申告	(▲1.0)	720	(▲1.4)	709	(+1.0)	716	(▲0.4)	714	(+1.9)	727
玉県	申告納税額 のないもの	(▲4.4)	137	(▲1.4)	136	(▲0.8)	135	(▲0.9)	133	(+1.1)	135
	計	(▲1.3)	1,198	(▲0.2)	1,196	(+0.3)	1,199	(+0.6)	1,206	(+1.5)	1,223
	申告納税額 のあるもの	(▲2.1)	108	(▲0.4)	107	(▲7.3)	100	(+4.5)	104	(+4.2)	109
新	還付申告	(▲1.7)	235	(▲1.4)	232	(+0.8)	234	(▲1.8)	230	(▲2.3)	224
潟県	申告納税額 のないもの	(▲3.0)	56	(▲2.2)	55	(+0.8)	55	(▲3.4)	53	(▲2.9)	52
	計	(▲2.0)	399	(▲1.2)	394	(▲1.4)	389	(▲0.4)	387	(▲0.6)	385
	申告納税額 のあるもの	(▲1.2)	106	(+1.3)	107	(▲0.8)	106	(+3.7)	110	(+0.6)	111
長	還付申告	(▲2.1)	219	(▲1.9)	215	(+0.9)	217	(▲0.4)	216	(+1.0)	218
野県	申告納税額 のないもの	(▲4.8)	51	(▲2.1)	50	(▲0.6)	50	(▲3.6)	48	(+0.6)	48
		(▲2.2)		(▲1.1)		(+0.2)		(+0.3)		(+0.8)	

⁽注)1 いずれも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

² かっこ書は、前年からの増減率である。

(表2)所得税等の納税人員の申告状況の推移

(単位:千人、億円)

STATE OF THE PARTY		24年分	25年分	26年分	27年分	28年分
関東	納税人員	(▲0.0) 865	(+1.8) 881	(▲2.2) 861	(+3.6) 892	(+1.6) 907
信越国	所得金額	(+1.7) 42,892	(+8.5) 46,519	(▲2.7) 45,256	(+4.9) 47,490	(+2.5) 48,688
税 局 計	申告納税額	(+2.9) 2,673	(+12.4) 3,004	·	(+7.5) 3,225	(+4.4) 3,366
.,,	納税人員	(+2.9) 129		128		
茨 城 県	所得金額		(+6.3)			
	申告納税額	(+10.5) 368	1	(+2.1) 418		
栃	納税人員	(+1.9)		86		(+2.6)
木県	所得金額	(+5.3) 4,437	ļ			
	申告納税額	(+10.4) 254	ļ	(▲3.2) 279	(+5.7) 295	
群	納税人員	(+0.1)				
馬県	所得金額	(+2.4) 4,472	ł	(▲2.4) 4,857		
	申告納税額	(+2.7) 251		(+2.2)		
埼	納税人員	(▲0.6) 341		(▲0.8) 348		
玉県	所得金額	(+0.9) 18,678	20,402	19,765		· ·
	申告納税額	(+1.0) 1,345			(+9.8) 1,605	
新	納税人員	(▲2.1) 108	107	100	(+4.5)	
潟県	所得金額	(▲0.6) 4,715	(+3.6)	(▲4.6) 4,659	(+5.8) 4,928	(+5.4) 5,194
	申告納税額	(+0.6) 238	(+8.3)	(▲0.6) 257	(+9.3)	(+7.4)
長	納税人員	(▲1.2) 106	(+1.3)	(▲0.8) 106	(+3.7) 110	(+0.6) 111
野県	所得金額	(▲0.7) 4,434	(+10.9) 4,915	(+0.8) 4,954	(+1.7) 5,038	(+1.1) 5,091
(注) 1	申告納税額	(▲2.0) 217	(+18.8) 258	(+10.5) 285	(▲1.8) 279	(+1.9) 285

⁽注)1 いずれも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

² かっこ書は、前年からの増減率である。

³ 平成25年分以降の申告納税額は、所得税と復興特別所得税の合計額である。

(表3-1)所得税等の主たる所得区分別申告人員

1 関東信越国税局計

1	1											平成2	8年分	
	1		確定									平成2	7年分	
-2:			人	員	申告納 のある		還付	申告	申告納 のない		全体	納税	還付	ゼロ
				千人		千人		千人		千人	%	%	%	%
	£	計		3,106		907		1,825		373	+0.8	+1.6	+0.6	▲0.1
	重	業所得者	(17.2)		(28.7)		(6.0)		(44.0)					
	7	*//11974		535		260		110		164	+0.7	+3.1	+0.3	▲ 2.6
所	<i>7-1</i>)他所得者	(82.8)		(71.3)		(94.0)		(56.0)					
得	C 0.	7 16// 174		2,571		646		1,715		209	+0.8	+1.0	+0.6	+1.9
X	,	不動産所得者	(6.6)		(15.9)		(0.9)		(12.2)					
分		I MAZEININ EI		207		144		17		45	+0.7	+1.7	▲0.3	▲2.0
		給与所得者	(45.5)		(38.4)		(54.7)		(17.3)					
別	Ľ	加予2014年		1,412		348		999		64	+1.6	+1.6	+1.4	+4.5
内		雑所得者	(28.3)		(12.6)		(36.7)		(25.5)					
訳		ΛΕΙΣΙ I 寸 [1		880		114		670		95	+0.9	+1.7	+0.5	+2.6
	ſ	上記以外	(2.3)		(4.4)		(1.6)		(1.0)					
		エ pc 次 / r		73		40		29		3.9	▲ 12.1	▲ 7.4	▲18.1	▲ 9.7

2 茨城県

1												平成2	8年分	
- 68	1		確定									平成2		
			人	員	申告納 のある		還付日	申告	申告納 のない		全体	納税	還付	ゼロ
		ì		千人		千人		千人		千人	%	%	%	%
		合 計		489		136		297		56	+0.8	+2.4	+0.5	▲ 1.4
	-	事業所得者	(17.6)		(31.8)		(5.1)		(49.1)					
		尹耒7/1付伯		86		43		15		27	+0.2	+3.1	+0.5	▲ 4.1
所	7-	の他所得者	(82.4)		(68.2)		(94.9)		(50.9)					
得	7	の他別待右		403		93		282		28	+1.0	+2.1	+0.5	+1.3
\boxtimes		不動産所得者	(5.8)		(14.4)		(8.0)		(11.3)					
分		小助性別付有		28		20		2.3		6.3	+0.7	+1.5	+5.1	▲3.3
		給与所得者	(44.9)		(37.5)		(53.6)		(16.1)					
別		かずりはも		219		51		159		9.0	+1.7	+3.0	+1.1	+6.0
内		雑所得者	(29.8)		(12.0)		(39.3)		(22.5)					
訳		社の17年1		146		16		117		13	+1.0	+4.1	+0.5	+1.4
35 (上記以外	(2.0)	•	(4.3)	•	(1.2)	•	(1.0)					
		工配以外		10		5.8		3.6		0.5	▲13.1	▲ 7.7	▲20.4	▲ 14.7

⁽注)1 いずれも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

² かっこ書は、合計に対する割合(構成比)である。

² かっこ書は、合計に対する割合(構成比)である。

3 栃木県

1	1											平成2	8年分	
	4		確定日	申告 員								平成2	7年分	
			人	貝	申告納		還付日	申告	申告納 のない		全体	納税	還付	ゼロ
				千人		千人		千人		千人	%	%	%	%
		合 計		316		92		184		40	+0.6	+2.6	▲0.2	+0.0
	lei	事業所得者	(18.9)		(31.1)		(6.6)		(47.6)					
=-		3- SIC//113 L		60		29		12		19	+0.8	+3.8	▲0.5	▲ 2.8
所	7	の他所得者	(81.1)		(68.9)		(93.4)		(52.4)					
得		V2 1617(161 C		256		64		172		21	+0.6	+2.1	▲0.2	+2.7
\boxtimes		不動産所得者	(6.3)		(14.6)		(1.0)		(12.0)					
分		I MAZENTIN E		20		14		1.8		4.7	▲0.5	+1.7	▲ 7.9	▲3.5
		給与所得者	(45.6)		(39.2)		(55.3)		(15.4)					
別		WH 그 WH		144		36		102		6.1	+1.0	+2.4	+0.1	+9.6
内		 雑所得者	(27.0)		(10.8)		(35.7)		(24.0)					
訳		TEIN IVE		85		9.9		66		9.5	+1.3	+4.9	+0.6	+2.5
		上記以外	(2.2)		(4.4)		(1.4)		(1.0)					
				7.0		4.0		2.5		0.4	▲ 12.1	▲ 5.8	▲ 21.1	▲8.8

⁽注)1 いずれも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

4 群馬県

1	1		確定申										8年分_ 7年分	
			人	員	申告納 のある		還付日	申告	申告納 のない		全体	納税	還付	ゼロ
				千人		千人		千人		千人	%	%	%	%
		合 計		315		97		175		43	+0.1	+1.1	▲0.4	+0.0
	lol	事業所得者	(19.8)		(30.6)		(6.6)		(49.3)					
=-		- AC//111		63		30		12		21	▲0.5	+1.3	▲ 1.1	▲ 2.5
所	7-	の他所得者	(80.2)		(69.4)		(93.4)		(50.7)					
得		V 16//1111-16		253		68		163		22	+0.2	+1.0	▲0.4	+2.6
\boxtimes		不動産所得者	(7.0)		(15.5)		(1.0)		(12.2)					
分		I MOZEMIO E		22		15		1.7		5.2	+0.4	+1.0	+1.9	▲ 1.7
		給与所得者	(44.4)		(38.0)		(55.2)		(14.6)					
別		他之いは日		140		37		97		6.2	+0.8	+1.3	+0.2	+6.2
内		雑所得者	(26.3)		(11.0)		(35.6)		(23.0)					
訳		ΨΕΙΝ [47] [4]		83		11		62		9.9	+0.4	+1.9	▲0.4	+3.3
		上記以外	(2.5)		(4.9)		(1.6)		(0.9)					
		工作		7.9		4.8		2.7		0.4	▲10.2	▲3.2	▲20.4	▲ 9.2

⁽注)1 いずれも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

² かっこ書は、合計に対する割合(構成比)である。

² かっこ書は、合計に対する割合(構成比)である。

5 埼玉県

1	1	9	-4-4									平成2	8年分	
			確定 人	甲告員								平成2	7年分	
-0-			<	貝	申告納 のある		還付日	申告	申告納 のない		全体	納税	還付	ゼロ
				千人		千人		千人		千人	%	%	%	%
		合 計		1,223		362		727		135	+1.5	+0.8	+1.9	+1.1
	lettr	事業所得者	(15.5)	189	(26.2)	95	(5.8)	42	(38.6)	52	+1.0	+2.7	+1.0	▲ 1.9
所得	ı	の他所得者	(84.5)	1,034	(73.8)	267	(94.2)	685	(61.4)	83	+1.5	+0.1	+1.9	+3.1
区分		不動産所得者	(7.5)	91	(18.5)	67	(0.8)	6.2	(13.5)	18	+0.7	+1.5	+1.2	▲2.0
別		給与所得者	(46.6)	570	(37.4)	135	(56.0)	407	(20.4)	28	+2.6	+0.5	+3.2	+4.6
内訳		雑所得者	(27.9)	342	(13.0)	47	(35.6)	259	(26.4)	36	+1.4	+0.5	+1.0	+5.5
ш		上記以外	(2.5)	31	(4.8)	17	(1.7)	12	(1.1)	1.5	▲ 12.3	▲8.5	▲17.4	▲10.7

⁽注)1 いずれも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

6 新潟県

1	1	2 .5										平成2		
	41188	1	確定申	甲告 員								平成2	7年分	
			<		申告納 のある		還付E	申告	申告納 のない		全体	納税	還付	ゼロ
				千人		千人		千人		千人	%	%	%	%
		合 計		385		109		224		52	▲0.6	+4.2	▲2.3	▲ 2.9
	lei.	事業所得者	(18.0)		(29.0)		(6.4)		(44.8)					
		F 2/6/7/113 L		69		32		14		23	+2.3	+8.6	+0.0	▲ 3.9
所	7-	の他所得者	(82.0)		(71.0)		(93.6)		(55.2)					
得		00 IG//III		316		77		210		29	▲1.3	+2.5	▲ 2.5	▲ 2.1
\boxtimes		不動産所得者	(5.6)		(12.5)		(1.1)		(10.8)					
分		T SOZEDING T		22		14		2.4		5.6	+0.8	+2.9	▲ 4.2	▲ 1.9
		給与所得者	(45.9)		(42.4)		(54.6)		(15.6)					
別		44 2 W 14 E		177		46		123		8.1	▲ 1.0	+3.3	▲2.3	▲ 3.5
内		維所得者	(28.3)		(12.4)		(36.2)		(27.6)					
訳		TEN IN E		109		13		81		14	▲0.9	+2.6	▲ 1.4	▲1.4
		上記以外	(2.2)		(3.7)		(1.7)		(1.1)					
		그비사기		8.4		4.0		3.9		0.6	▲ 14.7	▲ 7.5	▲22.2	▲ 3.5

⁻(注)1 いずれも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

² かっこ書は、合計に対する割合(構成比)である。

² かっこ書は、合計に対する割合(構成比)である。

7 長野県

1		_, ,									平成2	8年分	
		確定申	告 員								平成2	7年分	
-2-		人	貝	申告納 のある		還付日	申告	申告納 のない		全体	納税	還付	ゼロ
			千人		千人		千人		千人	%	%	%	%
	合 計		377		111		218		48	+0.8	+0.6	+1.0	+0.6
	事業所得者	(18.1)		(29.0)		(6.6)		(44.7)					
	7 *///!!!		68		32		14		22	▲0.1	+0.2	+0.2	8.0▲
所	その他所得者	(81.9)		(71.0)		(93.4)		(55.3)					
得			309		79		204		27	+1.1	+0.8	+1.0	+1.8
X	不動産所得者	(6.2)		(14.0)		(1.2)		(11.1)					
分	T SWIZE IV N I		23		15		2.6		5.4	+1.5	+2.2	▲0.1	+0.4
	給与所得者	(42.8)		(38.5)		(51.1)		(15.5)					
別	加予別は月		162		43		112		7.5	+1.7	+1.4	+1.6	+6.1
内	 雑所得者	(30.6)		(14.9)		(39.2)		(27.8)					
訳	41/1 14 E		115		16		86		13	+0.8	+0.5	+1.0	+0.5
	上記以外	(2.3)		(3.8)		(1.9)		(1.0)					
	- HO 85 /1		8.7		4.2		4.1		0.5	▲ 9.0	▲8.4	▲9.6	▲8.8

⁽注)1 いずれも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

² かっこ書は、合計に対する割合(構成比)である。

(表3-2)所得税等の主たる所得区分別所得金額等

1 関東信越国税局計

$\overline{}$														平	成28年分	<u>}</u>	
	`		総所	导金額					申告組	呐税額	 環付	·税額		平	成27年5	}	
			4.0.771			納税額	漫石	申告		17170130		170112	糸	総所得金額		税	
					のあ	るもの	Æ51.	, , ,						納税	還付	納税	還付
				億円		億円		億円		億円		億円	%	%	%	%	%
	1	合 計		99,498		48,688		47,701		3,366		1,401	+2.6	+2.5	+2.7	+4.4	+8.0
	重		(13.3)		(20.1)		(4.9)		(23.7)		(19.5)						
=-	7	- X /// N D		13,205		9,804		2,317		799		273	+3.8	+5.2	+1.3	+6.4	+0.4
所	Z	の他所得者	(86.7)		(79.9)		(95.1)		(76.3)		(80.5)						
得	٠ (のからかける		86,293		38,884		45,383		2,567		1,128	+2.4	+1.9	+2.8	+3.8	+10.1
区		不動産所得者	(7.5)		(14.2)		(0.5)		(22.5)		(0.6)						
分		们到庄川时名		7,429		6,937		230		756		9	+1.4	+1.6	▲ 1.1	+1.2	▲ 11.4
		給与所得者	(58.6)		(43.8)		(74.5)		(19.4)		(50.9)						
別		배구(M 년		58,277		21,335		35,545		651		713	+3.1	+0.7	+4.3	▲0.7	+2.3
内		雑所得者	(12.0)		(5.2)		(19.1)		(1.9)		(26.0)						
訳		↑⊈171 1寸"日		11,973		2,546		9,097		65		365	+0.1	▲0.4	+0.2	+2.0	+42.3
		上記以外	(8.7)		(16.6)		(1.1)		(32.5)		(3.0)						
		エルタバ		8,614		8,065		511		1,095		41	+2.4	+6.1	▲33.8	+8.7	▲33.0

⁽注)1 両年分とも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

(表3-2)正誤表

2 茨城県

	\		40 	/D A ±=											成28年分 成27年分		
			総所	得金額	申告組	<u></u> 纳税額	:=:/-	申告	申告納	棁額	還付	悦額	糸	 %所得金額		税	額
						るもの	退刊	中古						納税	還付	納税	還付
				億円		億円		億円		億円		億円	%	%	%	%	%
	1	合 計		14,924		6,995		7,472		471		194	+2.3	+2.7	+1.8	+4.8	▲0.6
	重	業所得者	(14.8)		(24.9)		(4.0)		(33.8)		(18.2)						
	7	水川内日		2,211		1,739		300		159		35	+6.0	+7.6	+2.2	+14.6	+3.1
所	2	の他所得者	(85.2)		(75.1)		(96.0)		(66.2)		(81.8)						
得	٠,	の他別付出		12,713		5,256		7,172		312		159	+1.6	+1.1	+1.8	+0.5	▲ 1.4
区		不動産所得者	(6.2)		(12.3)		(0.4)		(18.2)		(0.6)						
分		11 到座//1 时名		928		863		31		86		1.1	+0.8	+0.9	+3.0	+0.0	▲38.2
		給与所得者	(58.4)		(44.0)		(72.8)		(20.0)		(57.0)						
別		帕子川村省		8,722		3,076		5,441		94		111	+2.7	+1.4	+3.2	+0.8	+1.5
内		雑所得者	(13.7)		(5.4)		(21.8)		(1.9)		(21.6)			·			
訳		推/川守省		2,048		379		1,629		8.8		42	+0.3	+1.9	▲0.0	▲ 4.3	▲ 1.5
		上記以外	(6.8)		(13.4)		(0.9)		(26.1)		(2.6)						
		エルタバ		1,014		938		70		123		5.1	▲3.6	+0.3	▲37.2	+0.9	▲33.1

⁽注)1 両年分とも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

² かっこ書は、合計に対する割合(構成比)である。

² かっこ書は、合計に対する割合(構成比)である。

3 栃木県

	_		to == 41	3 A 4T						~V.±=	-m			-	成28年分 成27年分		
			総所得	导金額	申告組	 内税額 るもの	還付	申告	申告納	脱額	還付	脱額	糸	%所得金額	Į	税	
_				 億円	0785	 億円				億円		 億円	%	納税 %	還付 %	納税 %	還付 %
	1	合 計		9,863		4,894		4,665		316		128	+2.7	+3.6	+1.6	+7.0	▲3.3
	事	事業所得者	(14.9)	1 460	(22.6)	1 100	(5.2)	040	(29.8)	0.4	(21.4)	07	.40	10.0	.07	.7.4	A 0.1
所	そ	の他所得者	(85.1)	1,468	(77.4)	1,106	(94.8)	243	(70.2)	94	(78.6)	27	+4.9	+6.6	+0.7	+7.4	▲2.1
得	`,			8,395		3,788		4,422		222		100	+2.3	+2.7	+1.7	+6.9	▲3.6
区分		不動産所得者	(6.5)	640	(12.1)	592	(0.5)	22	(17.4)	55	(0.6)	0.8	+1.6	+2.1	▲2.5	+2.7	▲8.8
別		給与所得者	(60.4)	5,960	(47.5)	2,323	(75.2)	3,510	(22.6)	72	(56.5)	72	+2.4	+1.0	+2.8	▲2.8	▲0.3
内	ľ	雑所得者	(11.1)	1,098	(4.7)	229	(18.0)	840	(3.7)	11.7	(18.2)	23	+2.3	+9.5	+0.5	+132.7	▲ 1.5
訳	ŀ	上記以外	(7.1)		(13.2)	645	(1.1)	50	(26.5)	84	(3.2)	4.1	+2.6	+7.6	▲34.0	+10.9	▲ 43.2

⁽注)1 両年分とも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

4 群馬県

abla	$\overline{}$													平	成28年分	<u>}</u>	
	`		総所得	金額					申告納	税額	還付和	脱額		平	成27年5	}	
			110-771 1		申告組	 內税額	漫付	申告		1701150	~		糸	於所得金額		税	
					のあ	るもの	25/13	T II						納稅	還付	納税	還付
				億円		億円		億円		億円		億円	%	%	%	%	%
	1	合 計		9,796		5,092		4,377		323		126	+2.0	+1.4	+2.5	+2.3	▲0.3
	車	業所得者	(15.3)		(22.0)		(5.4)		(29.0)		(22.2)						
=-	7	水川内日		1,494		1,122		237		94		28	+2.2	+3.1	+0.7	+4.4	▲0.5
所	21	の他所得者	(84.7)		(78.0)		(94.6)		(71.0)		(77.8)						
得	_	の心ので		8,302		3,970		4,140		229		98	+1.9	+0.9	+2.6	+1.5	▲0.2
区		不動産所得者	(6.6)		(11.6)		(0.6)		(14.0)		(8.0)						
分		-1. 新庄// 时日		645		590		25		45		1.0	+1.1	+0.9	+4.1	+0.9	▲ 1.6
		給与所得者	(59.1)		(46.9)		(74.7)		(23.6)		(56.1)						
別		加予川村日		5,788		2,390		3,271		76		71	+3.5	+2.0	+4.4	+4.1	+2.6
内		雑所得者	(10.8)		(4.5)		(18.1)		(1.5)		(17.6)						
訳		ΨΕ1/11 [4].[E]		1,053		228		794		5.0		22	▲0.2	+0.8	▲0.5	▲0.0	▲ 1.2
		上記以外	(8.3)		(15.0)		(1.1)		(31.8)		(3.2)						
		エルタバ		816		762		50		103		4.1	▲ 5.4	▲ 2.2	▲36.6	▲0.1	▲29.9

⁽注)1 両年分とも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

<u>(表3-2)正誤表</u>

² かっこ書は、合計に対する割合(構成比)である。

² かっこ書は、合計に対する割合(構成比)である。

5 埼玉県

								<u> </u>	成28年分	<u>}</u>	
		総所得金額			申告納税額	還付税額 還付税額		平	成27年9	}	
		1017111 111	申告納税額	還付申告	1 2 413 150 150	221310000	ń	総所得金額		税	
			のあるもの	261311				納税	還付	納税	還付
		億F	億円	億円	億円	億円	%	%	%	%	%
	合 計	43,873	21,423	21,148	1,671	687	+3.2	+2.2	+4.2	+4.1	+19.6
	事業所得者	(11.2)	(16.4)	(4.7)	(16.6)	(18.2)					
[爭未// 1寸個	4,912	3,523	995	278	125	+3.0	+4.1	+1.4	+3.3	+1.0
所	その他所得者	(8.88)	(83.6)	(95.3)	(83.4)	(81.8)					
得		38,961	17,899	20,153	1,393	562	+3.2	+1.8	+4.3	+4.2	+24.7
X	不動産所得者	(9.0)	(17.5)	(0.4)	(28.6)	(0.5)					
分	小助在川村市	3,945	3,744	90	478	3.7	+1.3	+1.4	▲3.5	+0.8	▲10.0
	給与所得者	(57.4)	(40.1)	(75.4)	(16.2)	(46.6)					
別	神子がは点	25,177	8,588	15,935	270	320	+3.8	▲0.6	+6.1	▲2.0	+3.6
内	 雑所得者	(11.7)	(5.2)	(18.5)	(1.5)	(32.0)					
訳	4E111 4.11	5,146	1,110	3,907	26	220	▲0.1	▲3.1	+0.7	▲14.3	+99.2
	上記以外	(10.7)	(20.8)	(1.0)	(37.1)	(2.7)					
	エルタが	4,693	4,457	221	619	18	+5.4	+8.6	▲33.5	+11.2	▲33.1

6 新潟県

								<u> </u>	成28年分	<u>}</u>	
		総所得金額			申告納税額	還付税額		平	成27年9	ે	
		1.2.77.14	申告納税額	還付申告			ř	総所得金額		税	
			のあるもの					納税	還付	納税	還付
		億円	億円	億円	億円	億円	%	%	%	%	%
	合 計	10,638	5,194	5,073	301	127	+2.2	+5.4	▲0.6	+7.4	▲2.8
	事業所得者	(14.5)	(21.7)	(5.4)	(26.8)	(21.7)					
	∓未川时但	1,540	1,129	274	81	27	+7.2	+10.4	+0.5	+8.2	▲ 1.2
所	その他所得者	(85.5)	(78.3)	(94.6)	(73.2)	(78.3)					
得	てい 16711日4日	9,098	4,066	4,800	220	99	+1.5	+4.1	▲0.7	+7.1	▲3.3
\boxtimes	不動産所得者	(6.0)	(11.1)	(0.6)	(17.5)	(0.7)					
分	1.到注17万年	637	578	28	53	0.9	+2.5	+3.0	▲ 4.5	+2.1	▲11.7
	給与所得者	(61.1)	(49.3)	(74.8)	(23.8)	(53.6)					
別	がユハは月	6,497	2,559	3,795	72	68	+1.3	+2.8	+0.3	▲0.4	▲ 1.1
内	維所得者	(11.6)	(5.0)	(18.1)	(2.3)	(20.3)					
訳	<u>ναινι Ισί (1</u>	1,235	262	919	6.9	26	▲0.8	+1.4	▲ 1.4	+2.4	▲0.5
	上記以外	(6.9)	(12.8)	(1.1)	(29.6)	(3.7)					
	工能从作	730	667	58	89	4.7	+6.2	+11.8	▲33.9	+18.1	▲33.3

⁽注)1 両年分とも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

² かっこ書は、合計に対する割合(構成比)である。

² かっこ書は、合計に対する割合(構成比)である。

7 長野県

								<u>平</u>	成28年分	<u>}</u>	
		総所得金額			申告納税額	還付税額 還付税額		平	成27年9	}	
		10.7714 = 230	申告納税額	還付申告	1 2 113 13 25 7	213000	ń	総所得金額		税	
			のあるもの	201111				納税	還付	納税	還付
		億円	億円	億円	億円	億円	%	%	%	%	%
	合 計	10,404	5,091	4,966	285	140	+1.8	+1.1	+2.4	+1.9	+1.0
	事業所得者	(15.2)	(23.3)	(5.4)	(32.8)	(21.5)					
=-	平未川时祖	1,580	1,186	269	93	30	+1.0	+1.3	+1.8	+2.6	▲0.5
所	その他所得者	(84.8)	(76.7)	(94.6)	(67.2)	(78.5)					
得		8,824	3,905	4,697	191	110	+1.9	+1.0	+2.4	+1.6	+1.4
\boxtimes	不動産所得者	(6.1)	(11.2)	(0.7)	(14.1)	(0.9)					
分	1.到注17万年	635	570	34	40	1.3	+2.8	+3.0	+2.1	+4.8	+16.3
	給与所得者	(59.0)	(47.1)	(72.3)	(23.8)	(51.3)					
別	がみいば月	6,133	2,399	3,592	68	72	+2.8	+0.8	+3.8	▲0.9	+3.7
内	維所得者	(13.4)	(6.6)	(20.3)	(2.4)	(22.7)					
訳	ΛΕΙΣΙΙ ΤΙ ΤΈ	1,393	338	1,009	6.7	32	▲0.4	▲ 1.9	+0.3	▲ 11.8	+1.3
	上記以外	(6.4)	(11.7)	(1.3)	(27.0)	(3.6)					
	エルタケ	663	597	62	77	5.0	▲2.2	+1.6	▲27.5	+3.5	▲23.9

⁻⁻(注)1 両年分とも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

² かっこ書は、合計に対する割合(構成比)である。

(表4-1)土地等の譲渡所得の申告状況

		平成2	7年分			平成2	8年分		-	平成2: 平成2		
	告員	有所得人 員	所 金 額	1 人 当たり	申告人員	有所得人 員	所 得 金 額	1 人 当たり	申告人員	有所得人 員	所 金 額	1 人 当たり
25 27	百人	百人	億円	万円	百人	百人	億円	万円	%	%	%	%
関東信越国税局計	639	410	4,821	1,176	639	412	5,367	1,304	+0.0	+0.4	+11.3	+10.9
茨 城 県	99	64	601	944	98	63	581	926	▲1.2	▲ 1.5	▲3.3	▲1.8
栃木県	66	44	414	939	66	43	438	1,018	▲0.3	▲2.3	+5.8	+8.3
群馬県	72	49	416	843	73	51	446	881	+2.1	+2.7	+7.4	+4.5
埼 玉 県	255	164	2,743	1,669	258	168	3,246	1,934	+1.3	+2.1	+18.3	+15.9
新潟県	75	44	295	675	71	42	298	703	▲ 4.8	▲ 3.1	+0.9	+4.2
長野県	71	45	352	785	72	45	357	792	+0.6	+0.7	+1.5	+0.8

⁽注)1 両年分とも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。 2 総合譲渡所得に係る計数を含む。

(表4-2)株式等の譲渡所得の申告状況

				平成2	7年分			平成2	8年分		_	平成2		
-	-											平成2	7年分	
	1	/	申 告 人 員	有所得人 員	所得金額	1 人 当たり	申告人員	有所得 人 員	所得金額	1 人 当たり	申 告 人 員	有所得人 員	所得金額	1 人 当たり
			百人	百人	億円	万円	百人	百人	億円	万円	%	%	<u> </u>	%
四市 /元:	** *==	14 P a L	544				722				+32.6			
関東信	(四)	忧何iT	1,104	563	2,216	394	1,125	359	1,757	490	+1.9	▲36.3	▲20.7	+24.5
茨	城	県	81				104				+28.3			
-X	796	ᅏ	162	81	290	360	159	49	252	516	▲ 1.5	▲39.4	▲13.2	+43.3
栃	木	県	51				68				+34.2			
11/7	小	ᅏ	100	49	143	288	104	31	113	362	+3.4	▲36.6	▲20.4	+25.6
群	馬	県	51				70				+37.0			
4 T	ing.	ᅏ	100	50	262	526	106	32	202	639	+6.4	▲36.5	▲22.9	+21.4
埼	玉	県	258				342				+32.7			
241	<u> </u>	214	527	272	1,099	404	537	176	765	436	+1.9	▲35.4	▲30.4	+7.7
新	潟	県	48				67				+37.9			
利	(Aug	गर	104	54	222	411	107	35	270	781	+2.8	▲36.0	+21.7	+90.1
長	野	県	55				71				+28.5			
(\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\			111	58	201	350	112	37	155	423	+0.7	▲36.1	▲22.8	+20.8

⁽注)1 両年分とも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。 2 上段は、譲渡損失を翌年以降へ繰り越したものの計数である。

(表5)個人事業者の消費税の申告状況

				平成2	7年分				平成28	年分		_	² 成28年5 ² 成27年5	
		申告件	数	税	額	1 件当たり	申告	件数	税	額	1 件当たり	件数	税額	or 1件当たり
関東信越	納税申告	(97.0)	千件	外 202	億円	万円	(97.3)	千件	外 206	億円	万円	%	%	%
越	44117L T D	(3.0)	152	外 12.1	751	49	(2.7)	152	外 10.6	764	50	+0.0	+1.7	+1.7
国税 局計	還付申告	(3.0)	5	7F 1Z.1	45	97	(2.7)	4	<i>ማ</i> ኑ 10.6	40	93	▲7.9	▲11.9	▲ 4.3
計	計 		156	_	Ξ	_		156	_		_	▲0.2	_	_
- 1, -	納税申告	(96.9)	28	外 40	148	53		28	外 41	152	55	▲ 1.4	+2.7	+4.2
茨 城 県	還付申告	(3.1)	0.9	外 2.1	7.8	87	(2.7)	0.8	外 1.7	6.5	85	▲ 14.5	▲16.6	▲2.5
	計		29	_	-	_		29	_			▲1.8	1	_
	納税申告	(96.4)	17	外 21	77	46	(97.1)	17	外 21	79	47	▲0.5	+2.6	+3.1
栃木県	還付申告	(3.6)	0.6	外 1.3	4.6	74	(2.9)	0.5	外 0.9	3.3	66	▲19.8	▲28.4	▲ 10.7
गर	計		17	_	-	_		17	_		_	▲1.2	_	-
_,	納税申告	(96.8)	18	外 24	88	49	(97.1)	18	外 24	89	49	+1.1	+1.4	+0.3
群馬県	還付申告	(3.2)	0.6	外 1.4	5.2	88	(2.9)	0.5	外 1.2	4.5	82	▲ 6.5	▲ 13.0	▲ 7.0
710	計		19	_	_	_		19	_		_	+0.9	_	_
	納税申告	(97.1)	49	外 68	252	51	(97.1)	50	外 70	258	52	+1.2	+2.4	+1.2
埼 玉 県	還付申告	(2.9)	1.5	外 5.7	21	143	(2.9)	1.5	外 5.4	20	138	▲1.2	▲4.6	▲3.4
T	計		51	_		_		51	_		_	+1.1	_	_
	納税申告	(97.8)	21	外 26	96	46	(97.8)	20	外 25	94	47	▲3.2	▲1.9	+1.4
新潟県	還付申 告	(2.2)		外 0.8	2.9	63	(2.2)		外 0.6	2.3	50	▲0.6	▲21.2	▲20.7
示	計		21	_	-	_		21	_		_	▲3.2	_	_
	納税申告	(97.1)	19	外 24	89	47	(97.4)	19	外 24	91	47	+2.1	+1.6	▲0.5
長野	還付申告	(2.9)	0.6	外 0.9	3.3	57	(2.6)	0.5	外 0.8	2.8	55	▲9.4	▲13.8	▲ 4.8
県	計		19	_				20	_		_	+1.8		

⁽注)1 両年分とも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。 2 外書は、地方消費税である。 3 かっこ書は、計に対する割合(構成比)である。

(表6)贈与税の申告状況

			平成2	!7年分			平成2	8年分		_	平成2: 平成2		
-=		申 告 人 員	納 税 人 員	申告納税額	1 人 当たり	申告人員	納 税 人 員	申告納税額	1 人 当たり	申告人員	納 税 人 員	申告納税額	1 人 当たり
関	EE	百人	百人	百万円	万円	百人	百人	百万円	万円	%	%	%	%
東信	暦年課税	545	405	17,609	43	522	395	17,713	45	▲4.4	▲2.5	+0.6	+3.1
越	特例税率	255	223			249	215			▲2.4	▲3.2		
国 税	一般税率	290	183			272	180		5320	▲6.1	▲ 1.6		
局 計	相続時精算課税	64	3.8	2,279	605	58	4.1	2,834	700	▲9.4	+7.4	+24.3	+15.8
Ш	<u></u>	610	409	19,888	49	580	399	20,547	51	▲4.9	▲ 2.4	+3.3	+5.8
	暦年課税	68	50	2,283	46	68	50	1,945	39	_ ▲1.1	+0.7	▲14.8	▲ 15.4
茨	特例税率	32	28			33	28			+1.9	+1.3		
城県	一般税率	36	22			35	22			▲3.7	+0.0		
	相続時精算課税	13	0.6	240	420	12	0.6	404	642	▲7.2	+10.5	+68.7	+52.7
	計	82	50	2,523	50	80	51	2,349	46	▲2.1	+0.8	▲6.9	▲ 7.6
	暦年課税	54	41	1,429	35	50	39	2,019	52	▲ 7.3	▲ 5.8	+41.2	+50.0
栃	特例税率	25	22			24	21			▲3.2	▲4.4		
木県	一般税率	29	19			26	18			▲ 10.9	▲ 7.5		
75	相続時精算課税	8	0.5	174	379	7	0.4	197	480	▲1.9	▲10.9	+12.8	+26.5
	計	62	41	1,604	39	58	39	2,216	57	▲6.7	▲ 5.9	+38.1	+46.8
	暦年課税	51	37	3,689	100	51	39	2,316	60	▲1.2	+4.3	▲37.2	▲39.8
群	特例税率	22	19			23	20			+3.5	+4.2		
馬	一般税率	29	18			28	19			▲4.9	+4.5		
県	相続時精算課税	7	0.4	291	676	6	0.4	296	741	▲ 13.3	▲ 7.0	+2.0	+9.6
	計	59	37	3,980	106	57	39	2,613	67	▲2.7	+4.2	▲34.4	▲37.0
	暦年課税	250	188	7,249	39	239	181	7,884	43	▲4.4	▲3.4	+8.8	+12.6
埼	特例税率	123	108			118	103			▲4.0	▲ 4.9,		
玉県	一般税率	127	80			121	79			▲4.8	▲ 1.3,		
県	相続時精算課税	21	1.7	836	495	19	1.7	1,089	629	▲11.2	+2.4	+30.2	+27.1
	計	271	189	8,085	43	257	183	8,973	49	▲4.9	▲3.3	+11.0	+14.8
	暦年課税	59	44	1,496	34	57	44	1,998	45	▲3.1	+0.3		+33.1
新	特例税率	27	23			26	23			_ ▲2.3	▲ 1.7;		
潟	一般税率	32	21			31	22			▲3.8	+2.5	-0.07022	
県	相続時精算課税	8	0.3	419	1,352	8	0.4	339	848	▲ 4.5	+29.0		▲37.3
	ā†	67	45	1,915	43	65	45	2,337	52	▲3.3	+0.5		+21.4
	暦年課税	63	46	1,462	32	57	42	1,551	37	▲8.9	▲ 7.5		+14.6
	特例税率	26	23			25	21	.,001		▲ 4.7	▲ 7.3.	190	
長 野	一般税率	37	23			33	21			▲ 11.9	▲ 7.7		
県	 相続時精算課税	7	0.3	319	1,030	6	0.5	509	1,061	▲ 18.1	+54.8		+3.0
	計	70	46	1,782	39	63	43	2,060	48	▲9.8	<u>+34.8</u>		+24.4
(注)1	両年分とも翌年3						40	2,000	40	= 3.0	<u> </u>	1 10.0	- 24.4

⁽注)1 両年分とも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。 2 相続時精算課税に係る人員には、暦年課税との併用者を含む。 3 暦年課税のうち、特例税率に係る人員には、一般税率との併用者を含む。

(表6-付)住宅取得等資金の非課税の申告状況

			平成27年分			平成28年分		_	平成28年分平成27年分	_
	申人	告員	住宅取得等 資金の金額	非課税の適用 を受けた金額	申 告人員	住宅取得等 資金の金額	非課税の適用を受けた金額	申告人員	住宅取得等 資金の金額	非課税の適用を受けた金額
関東信越国税局計		百人	百万円 86,761	百万円 81,928	百人 84	百万円 72,055	百万円 66,039	% ▲6.7	% ▲ 16.9	
茨城県		12	11,793	11,037	11	9,940	9,099	▲ 3.6		
栃木県		8	7,848	7,400	7	6,101	5,573	▲ 12.4	▲22.3	▲24.7
群馬県		9	8,623	8,229	8	6,899	6,390	▲9.2	▲20.0	▲22.3
埼玉県		41	39,217	36,894	38	33,342	30,397	▲ 5.4	▲ 15.0	▲17.6
新潟県		9	8,311	7,892	9	7,230	6,662	▲3.2	▲ 13.0	▲15.6
長野県		12	10,969	10,476	10	8,543	7,917	▲ 11.3	▲ 22.1	▲ 24.4

⁽注) 両年分とも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

(表7)ICTを利用した所得税等の確定申告書の提出人員

1 関東信越国税局計

(単位:千人)

ď		平成24	4年分	平成2	5年分	平成2	6年分	平成2	7年分	平成2	8年分
	確定申告人員		3,095		3,078		3,073		3,081		3,106
	ICT利用人員	(46.3%)		(48.8%)		(51.2%)		(53.1%)		(55.8%)	
	DI利用人員		1,432		1,503		1,574		1,637		1,731
	自宅等でのICT利用	(26.2%)		(27.9%)		(30.4%)		(32.9%)		(35.8%)	
	日七寺(の1011利用		811		860		935		1,014		1,112
	各種ソフト・eーTax		390		412		433		456		501
	HP作成コーナー・e-Tax		90		84		82		67		72
	HP作成コーナー・書面		331		364		420		491		539
	地方団体会場·e-Tax									(0.1%)	
	地力四体去場 6 14人		_		_		_		_		4
	署でのICT利用	(20.1%)		(20.9%)		(20.8%)		(20.2%)		(19.8%)	
	有しの101利用		621		643		639		623		616
	署パソコン・e-Tax		559		572		558		545		536
	署パソコン・書面		62		71		81		78		79

- (注)1 いずれも翌年3月末日までに所得税等の確定申告書を提出した人員である。
 - 2 かっこ書は、確定申告人員に対する割合(構成比)である。
 - 3「地方団体会場・e-Tax」は、平成29年1月から開始された施策である。

2 茨城県

	平成24年分	平成25年分	平成26年分	平成27年分	平成28年分
確定申告人員	486	485	483	485	489
ICT利用人員	(40.3%) 196	(42.5%) 206	(44.4%) 214	(46.7%) 227	(49.1%) 240
自宅等でのICT利用	(22.5%) 109	(24.3%) 118	(27.0%) 130	(29.7%) 144	(32.4%) 158
各種ソフト・eーTax	51	55	58	62	69
HP作成コーナー・e−Tax	13	12	12	10	11
HP作成コーナー・書面	45	51	59	72	78
地方団体会場·e-Tax		-	_	_	(0.0%)
署でのICT利用	(17.8%)	(18.2%)	(17.5%)	(17.1%)	(16.7%)
-a Cの1の1 利用	86	88	84	83	82
署パソコン・e-Tax	81	83	79	76	75
署パソコン・書面	5	6	6	6	6

- (注)1 いずれも翌年3月末日までに所得税等の確定申告書を提出した人員である。
 - 2 かっこ書は、確定申告人員に対する割合(構成比)である。
 - 3「地方団体会場・e-Tax」は、平成29年1月から開始された施策である。

3 栃木県

(単位:千人)

Ī		平成24	年分	平成25	年分	平成26	年分	平成27	年分	平成28	年分
	確定申告人員		317		315		315		314		316
	ICT利用人員	(45.1%)		(47.8%)		(49.9%)		(51.7%)		(54.2%)	
	ICI利用人具		143		150		157		162		171
	自宅等でのICT利用	(25.2%)		(27.1%)		(29.4%)		(31.4%)		(34.7%)	
	日七寺(の101利用		80		85		92		99		110
	各種ソフト・eーTax		46		48		50		52		58
	HP作成コーナー・e-Tax		8		8		8		7		7
	HP作成コーナー・書面		27		29		35		40		45
	地方団体会場·e-Tax									(0.0%)	
	地方凹座云場·e-lax		_		_		_		_		0
	要 添かいまり 田	(19.8%)		(20.7%)		(20.5%)		(20.3%)		(19.5%)	
	署でのICT利用		63		65		65		64		62
	署パソコン・e-Ta×		59		62		60		59		58
	署パソコン・書面		3		4		4		4		3

- (注)1 いずれも翌年3月末日までに所得税等の確定申告書を提出した人員である。
 - 2 かっこ書は、確定申告人員に対する割合(構成比)である。
 - 3「地方団体会場・e-Tax」は、平成29年1月から開始された施策である。

4 群馬県

	平成24年分	平成25年分	平成26年分	平成27年分	平成28年分
確定申告人員	319	315	314	315	315
ICT利用人員	(45.9%)	(48.7%)	(51.0%)	(53.0%)	(55.3%)
101利用人具	146	154	160	167	174
ウウケックで利用	(25.7%)	(27.6%)	(30.2%)	(32.5%)	(35.0%)
自宅等でのICT利用	82	87	95	102	110
各種ソフト・eーTax	47	49	52	55	58
HP作成コーナー・e-Tax	6	6	6	5	5
HP作成コーナー・書面	28	32	37	43	47
·····································					(0.0%)
地方凹体云場 · e — lax	_	-	_	_	0
要 -をからエ利用	(20.1%)	(21.0%)	(20.8%)	(20.5%)	(20.3%)
署でのICT利用	64	66	65	65	64
署パソコン・e-Tax	60	61	59	58	58
署パソコン・書面	4	5	6	6	6

- (注)1 いずれも翌年3月末日までに所得税等の確定申告書を提出した人員である。
 - 2 かっこ書は、確定申告人員に対する割合(構成比)である。
 - 3「地方団体会場・e-Tax」は、平成29年1月から開始された施策である。

5 埼玉県

(単位:千人)

Ī		平成24年分	平成25年分	平成26年分	平成27年分	平成28年分
	確定申告人員	1,198	1,196	1,199	1,206	1,223
	ICT利用人員	(49.9%)	(53.1%)	(56.1%)	(58.3%)	(61.5%)
	101利用人具	598	635	673	704	753
	自宅等でのICT利用	(27.4%)	(29.5%)	(32.2%)	(34.9%)	(38.1%)
	日七寺(の心)利用	328	353	386	421	466
	各種ソフト・eーTax	143	153	161	172	192
	HP作成コーナー・e-Tax	33	33	32	25	27
	HP作成コーナー・書面	152	167	193	224	247
	地方団体会場·e-Tax					(0.3%)
	地方凹座去場·e-rax	_	-	_	_	4
	署でのICT利用	(22.5%)	(23.6%)	(23.9%)	(23.4%)	(23.1%)
	者(のし)利用	269	283	287	282	283
	署パソコン・e-Tax	234	240	237	230	228
	署パソコン・書面	36	42	50	52	54

- (注)1 いずれも翌年3月末日までに所得税等の確定申告書を提出した人員である。
 - 2 かっこ書は、確定申告人員に対する割合(構成比)である。
 - 3「地方団体会場・e-Tax」は、平成29年1月から開始された施策である。

6 新潟県

		平成24	年分	平成25	年分	平成26	年分	平成27	年分	平成28	
確定申告人員			399		394		389		387		385
ICT利用人員		(46.6%)		(47.4%)		(49.2%)		(49.8%)		(51.8%)	
			186		187		191		193		200
自宅等でのICT利		(27.4%)		(27.7%)		(29.7%)		(31.8%)		(34.4%)	
自七寺(の1017	'JHI		109		109		115		123		132
各種ソフト・eー	·Тах		48		51		53		55		59
HP作成コーナー・ε	-Тах		20		14		13		11		12
HP作成コーナー	·書面		41		44		49		57		61
地方団体会場·e-	Tav									(0.0%)	
地方凹体去場:8- 	- I ax		_		_		_		_		0
要表のでも		(19.2%)		(19.6%)		(19.5%)		(18.0%)		(17.4%)	
署でのICT利用	Ħ		77		77		76		70		67
署パソコン・e-	·Та×		68		69		67		66		64
署パソコン・書	雪面		9		8		9		4		4

- (注)1 いずれも翌年3月末日までに所得税等の確定申告書を提出した人員である。
 - 2 かっこ書は、確定申告人員に対する割合(構成比)である。
 - 3「地方団体会場・e-Tax」は、平成29年1月から開始された施策である。

7 長野県

	平成24:	年分	平成25	年分	平成26	年分	平成27	年分	平成28	
確定申告人員		376		372		373		374		377
ICT利用人員	(43.5%)		(45.8%)		(47.6%)		(49.3%)		(51.3%)	
101利用人具		164		170		178		185		194
自宅等でのICT利用	(27.1%)		(28.9%)		(31.2%)		(33.4%)		(35.9%)	
日七寺(の101利用		102		108		116		125		135
各種ソフト・eーTax		54		56		59		61		66
HP作成コーナー・e-Tax		11		11		10		8		9
HP作成コーナー・書面		37		41		47		56		61
地方団体会場·e-Tax									(0.0%)	
地力凹体云场·9—Tax		_		_		_		_		0
署でのICT利用	(16.4%)		(16.9%)		(16.5%)		(16.0%)		(15.5%)	
者(いい)利用		62		63		61		60		58
署パソコン・e-Tax		57		57		56		54		53
署パソコン・書面		5		5		5		6		6

⁽注)1 いずれも翌年3月末日までに所得税等の確定申告書を提出した人員である。

² かっこ書は、確定申告人員に対する割合(構成比)である。

^{3「}地方団体会場・e-Tax」は、平成29年1月から開始された施策である。

(表8)ICTを利用した贈与税の申告書の提出人員

1 関東信越国税局計

(単位:百人)

	平成24年分	平成25年分	平成26年分	平成27年分	平成28年分
申告人員	506	569	592	610	580
ICT利用人員	(51.5%) 260	(57.6%) 328	(61.4%) 363	(68.7%) 419	(77.6%) 450
自宅等でのICT利用	(33.4%) 169	(38.9%) 221	(44.4%) 263	(51.9%) 317	(61.3%) 355
各種ソフト・e-Tax	79	107	132	154	202
HP作成コーナー・e−Tax	7	10	11	12	15
HP作成コーナー・書面	82	104	119	151	138
署でのICT利用	(18.1%) 91	(18.7%) 106	(17.0%) 101	(16.8%) 103	(16.4%) 95
署パソコン・e-Tax	80	97	91	94	88
署パソコン・書面	11	9	9	9	7

⁽注)1 いずれも翌年3月末日までに贈与税の申告書を提出した人員である。 2 かっこ書は、申告人員に対する割合(構成比)である。

2 茨城県

(単位:百人)

					(+ 111. 11.70)
	平成24年分	平成25年分	平成26年分	平成27年分	平成28年分
申告人員	64	76	78	82	80
ICT利用人員	(57.4%) 37	(63.6%) 49	(66.3%) 52	(74.2%) 61	(82.4%) 66
自宅等でのICT利用	(30.4%) 20	(35.9%)	(43.1%)	(50.7%) 41	(59.3%) 47
各種ソフト・e-Tax	8	13	15	18	24
HP作成コーナー・e−Tax		1	1	1	2
HP作成コーナー・書面	10	13	17	23	21
署でのICT利用	(26.9%) 17	(27.8%)	(23.3%)	(23.5%)	(23.1%)
署パソコン・e-Tax	16	20	17	18	18
署パソコン・書面	2	2	1	1	1

⁽注)1 いずれも翌年3月末日までに贈与税の申告書を提出した人員である。 2 かっこ書は、申告人員に対する割合(構成比)である。

3 栃木県

(単位:百人)

	- F- · E · S	- r 		- r 	
	平成24年分	<u> 平成25年分</u>	平成26年分	平成27年分	平成28年分
申告人員	49	56	59	62	58
ICT利用人員	(52.9%)	(64.3%)	(65.1%)	(69.5%)	(79.3%)
10111111111111111111111111111111111111	26	36	38	43	46
自宅等でのICT利用	(31.2%)	(42.0%)	(44.9%)	(49.5%)	(60.2%)
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	15	24	26	31	35
各種ソフト・e-Tax	7	10	14	16	21
HP作成コーナー・e⁻⊤ax	1	1	1	1	1
HP作成コーナー・書面	8	12	11	13	12
署でのICT利用	(21.6%)	(22.3%)	(20.2%)	(20.0%)	(19.1%)
者にのに「利用	11	13	12	12	11
署パソコン・e-Tax	9	12	11	11	10
署パソコン・書面	1	1	1	1	1

⁽注)1 いずれも翌年3月末日までに贈与税の申告書を提出した人員である。 2 かっこ書は、申告人員に対する割合(構成比)である。

4 群馬県

(単位:百人)

		平成244	∓分	平成254	年分	平成26	年分	平成274	∓分	平成284	∓分
申	告人員		49		55		57		59		57
ICT;	利用人員	(51.3%)	25	(62.8%)	34	(62.6%)	36	(74.0%)	43	(78.1%)	44
自宅等	FでのICT利用	(32.6%)	16	(42.6%)	23	(43.8%)	25	(54.2%)	32	(59.3%)	34
	重ソフト・e-Tax		8		10		13		14		20
	炗コーナー・e− Tax		1		1		1		1		2
HP作.	成コーナー・書面		7		12		11		16		12
署で	のICT利用	(18.8%)		(20.2%)		(18.8%)		(19.8%)		(18.7%)	
			9		11		11		12		11
署/	(ソコン・e−Tax		8		11		10		11		10
署	パソコン・書面		1		0		1		0		0

⁽注)1 いずれも翌年3月末日までに贈与税の申告書を提出した人員である。 2 かっこ書は、申告人員に対する割合(構成比)である。

5 埼玉県

(単位:百人)

	平成24:	年分	平成25	年分	平成26	年分	平成27	年分	平成28	年分
申告人員		229		253		267		271		257
ICT利用人員	(46.7%)	107	(53.1%)	134	(57.7%)	154	(66.0%)	179	(76.0%)	195
自宅等でのICT利用	(32.5%)	75	(37.8%)	96	(43.2%)	115	(52.1%)	141	(62.3%)	160
各種ソフト・e-Tax		35		47		58		68		89
HP作成コーナー・e−Tax		4		5		5		5		6
HP作成コーナー・書面		36		44		52		68		65
署でのICT利用	(14.2%)	33	(15.3%)	39	(14.5%)	39	(13.9%)	38	(13.6%)	35
署パソコン・e-Tax		27		34		34		34		32
署パソコン・書面		5		4		4		4		3

⁽注)1 いずれも翌年3月末日までに贈与税の申告書を提出した人員である。 2 かっこ書は、申告人員に対する割合(構成比)である。

6 新潟県

(単位:百人)

	平成24年分	平成25年分	平成26年分	平成27年分	平成28年分
申告人員	56	64	66	67	65
ICT利用人員	(56.6%) 32	(53.2%)	(59.2%) 39	(64.9%) 44	(75.2%) 49
自宅等でのICT利用	(38.3%) 21	(37.0%)	(43.7%) 29	(49.2%) 33	(59.4%) 39
各種ソフト・e-Tax HP作成コーナー・e-Tax	10	12	16	18	23
HP作成コーナー・書面	11	11	12	14	14
署でのICT利用	(18.3%) 10	(16.2%) 10	(15.5%) 10	(15.8%) 11	(15.9%) 10
署パソコン・e-Tax	9	9	9	9	9
署パソコン・書面	1	1	1	1	1

⁽注)1 いずれも翌年3月末日までに贈与税の申告書を提出した人員である。 2 かっこ書は、申告人員に対する割合(構成比)である。

7 長野県

(単位・古人)

	5005								(単位:	$\Box \wedge \rangle$
Ĭ		平成24年分	平成25:	年分	平成26	年分	平成27	年分	平成28	年分
	申告人員	59		65		65		70		63
	ICT利用人員	(57.6%) 34	(62.4%)	40	(68.5%)	45	(71.4%)	50	(79.1%)	50
	自宅等でのICT利用	(38.0%) 22	(42.9%)	28	(51.6%)	34	(55.5%)	39	(64.0%)	40
	各種ソフト・e-Tax	12		14	•	17		19		25
	HP作成コーナー・e−Tax	1	<u> </u>	1		1		1		2
	HP作成コーナー・書面	10		12		16		18		14
	署でのICT利用	(19.6%) 12	(19.4%)	13	(16.9%)	11	(15.9%)	11	(15.1%)	10
	署パソコン・e-Tax	11		12		10		10		9
	署パソコン・書面	1		1		1		1		1

⁽注)1 いずれも翌年3月末日までに贈与税の申告書を提出した人員である。 2 かっこ書は、申告人員に対する割合(構成比)である。

(表9)閉庁日における申告相談等の状況(所得税等)

		平月	戓2	7年分		平成2	28年	分		!8年分 !7年分
		相談件数		申 告 書 収 受 件 数	相談作	牛数	申収	告 書 受 件 数	相談件数	申 告 書 収受件数
関東	1回目	百 (51.8%)	件	百件	(51.7%)	百件		百件	%	%
信越	(28年分:2月19日)	12	25	201		126		205	+1.1	+1.9
国 税	2回目 (28年分:2月26日)	(48.2%) 1	16	181	(48.3%)	118		190	+1.7	+4.8
局計	計	24	10	382		244		394	+1.4	+3.2
	1回目 (28年分:2月19日)	(50.2%)	18	26	(51.4%)	18		28	+2.2	+7.5
茨 城 県	2回目 (28年分: 2月26日)	(49.8%)	17	23	(48.6%)	17		24	▲2.6	+8.3
	計	**	35	48		35		52	▲0.2	+7.8
<u>سىل</u>	1回目 (28年分:2月19日)	(55.1%)	9	15	(51.8%)	9		15	+1.0	+6.2
栃木県	2回目 (28年分: 2月26日)	(44.9%)	7	12	(48.2%)	8		14	+15.5	+9.4
	計		16	27		17		29	+7.5	+7.6
	1回目 (28年分:2月19日)	(52.3%)	10	16	(49.6%)	10		15	▲8.8	▲ 7.6
群馬県	2回目 (28年分: 2月26日)	(47.7%)	10	14	(50.4%)	10		14	+1.4	▲0.4
	計	2	20	31		19		29	▲ 4.0	▲ 4.3
	1回目 (28年分:2月19日)	(51.7%)	76	125	(52.0%)	77		127	+1.9	+1.9
埼玉県	2回目 (28年分: 2月26日)	(48.3%)	71	115	(48.0%)	71		120	+0.7	+3.9
<i>ж</i>	計	14	16	240		148		247	+1.3	+2.9
	1回目 (28年分:2月19日)	(50.9%)	8	11	(53.7%)	7		11	▲ 9.4	▲ 4.3
新潟県	2回目 (28年分: 2月26日)	(49.1%)	8	10	(46.3%)	6		10	▲19.1	▲ 8.1
示	計		16	22		14		20	▲ 14.1	▲ 6.1
	1回目 (28年分: 2月19日)	(55.8%)	4	8	(49.3%)	5		9	+29.5	+2.5
長野	2回目 (28年分: 2月26日)	(44.2%)	3	6	(50.7%)	5		8	+68.0	+33.0
県	計		7	15		11		17	+46.5	

⁽注)1 いずれも申告相談等を実施した全ての署、合同会場全体の計数である。 2 かっこ書は、計に対する割合(構成比)である。

(表10)東日本大震災に係る雑損控除等の適用状況

(単位: 百件)

	平成22年分	平成23年分	平成24年分	平成25年分	平成26年分	平成27年分	平成28年分	合計
関東信越国税局計	120.9	689.3	184.3	57.9	17.3	5.0	3.3	1,077.9
茨城県	76.0	488.0	144.5	46.9	11.4	1.8	0.7	769.2
栃木県	30.7	122.3	28.8	7.3	1.5	0.9	0.2	191.6
群馬県	6.2	26.5	2.5	0.6	0.6	0.3	0.3	36.9
埼玉県	4.1	39.3	5.3	2.2	1.5	1.5	1.4	55.4
新潟県	0.9	4.8	0.6	0.3	1.4	0.3	0.4	8.7
長野県	3.1	8.3	2.6	0.6	1.0	0.3	0.3	16.1

(表11)寄附金控除等の適用状況

1 関東信越国税局計

(単位:百人、億円)

	\ \ \ \	III. II / (1851 1/
	平成27年分	平成28年分
寄附金控除	101	131
(所得控除)	1,403	2,078
寄附金控除	6	7
(税額控除)	518	543
合計		
o al	1,817	2,474

⁽注)1 各欄の上段は、控除額の合計である。

2 茨城県

(単位:百人、億円)

	世, 日人、思口/	
	平成27年分	平成28年分
寄附金控除 (所得控除)	13 204	17 293
寄附金控除 (税額控除)	0.7 73	1.3 79
合計	261	350

⁽注)1 各欄の上段は、控除額の合計である。

^{2 「}合計」欄は、所得控除と税額控除の重複適 用があるため、所得控除と税額控除の合計と は一致しない。

^{2 「}合計」欄は、所得控除と税額控除の重複適 用があるため、所得控除と税額控除の合計と は一致しない。

3 栃木県

(単位:百人、億円)

	平成27年分	平成28年分
寄附金控除	11	13
(所得控除)	114	171
寄附金控除	0.6	0.8
(税額控除)	42	45
合計	148	205

- (注)1 各欄の上段は、控除額の合計である。
 - 2 「合計」欄は、所得控除と税額控除の重複適用があるため、所得控除と税額控除の合計とは一致しない。

4 群馬県

(単位:百人、億円)

	TT. [17 (C. 162) 17	
	平成27年分	平成28年分
寄附金控除 (所得控除)	12	15
(1)[[1]]	128	191
寄附金控除	0.6	0.6
(税額控除)	46	49
合計		
	165	227

- (注)1 各欄の上段は、控除額の合計である。
 - 2 「合計」欄は、所得控除と税額控除の重複適 用があるため、所得控除と税額控除の合計と は一致しない。

5 埼玉県

(単位:百人、億円)

	DE - D > (
	平成27年分	平成28年分
寄附金控除	44	59
(所得控除)	704	1,066
寄附金控除	3	2
(税額控除)	241	249
合計		
	892	1,241

- (注)1 各欄の上段は、控除額の合計である。
 - 2 「合計」欄は、所得控除と税額控除の重複適 用があるため、所得控除と税額控除の合計と は一致しない。

6 新潟県

(単位:百人、億円)

	平成27年分	平成28年分
寄附金控除 (所得控除)	9 114	12 168
寄附金控除 (税額控除)	0.5 48	0.7 52
合計	154	208

(注)1 各欄の上段は、控除額の合計である。

2 「合計」欄は、所得控除と税額控除の重複適用があるため、所得控除と税額控除の合計とは一致しない。

7 長野県

(単位:百人、億円)

	平成27年分	平成28年分
寄附金控除	12	15
(所得控除)	139	189
寄附金控除	0.6	0.7
(税額控除)	68	69
合計	197	244

(注)1 各欄の上段は、控除額の合計である。

2 「合計」欄は、所得控除と税額控除の重複適 用があるため、所得控除と税額控除の合計と は一致しない。